徳島県規則第61号

特定都市河川浸水被害対策法施行細則を次のように定める。

令和８年10月16日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

特定都市河川浸水被害対策法施行細則

（趣旨）

第１条　特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）の施行については、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第１６８号）、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号。以下「省令」という。）及び特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和８年徳島県条例第37号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（計画説明書）

第２条　省令第16条第２項の計画説明書は、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書（様式第１号）によるものとする。

２　雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書には、雨水浸透阻害行為（法第30条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。以下同じ。）に関する工事及び対策工事（法第31条第１項第３号に規定する対策工事をいう。）の工事工程表を添付しなければならない。

（雨水浸透阻害行為協議書の添付図書）

第３条　省令第16条第１項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第18条第１項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

２　省令第18条第２項及び第３項の規定は、前項の規定により添付する図書について準用する。

（雨水浸透阻害行為の変更の許可の申請書等）

第４条　法第37条第２項の申請書は、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（様式第２号）によるものとする。

２　法第37条第３項の規定による届出は、雨水浸透阻害行為変更届出書（様式第３号）により行わなければならない。

３　法第37条第４項において準用する法第35条の協議は、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書により行わなければならない。

４　雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書には、省令第18条第１項各号に掲げる図書のうち、法第31条第１項各号に掲げる事項の変更（法第37条第１項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

５　省令第18条第２項及び第３項の規定は、前項の規定により添付する図書について準用する。

（工事の着手の届出）

第５条　条例第３条の規定による届出は、雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書（様式第４号）により行わなければならない。

（終了の報告が必要となる工事の工程）

第６条　条例第４条の規則で定める工程は、次に掲げる工程とする。

⑴　地下構造を有する雨水貯留浸透施設（法第２条第６項に規定する雨水貯留浸透施設

をいう。以下同じ。）の設置
⑵　前号に掲げるもののほか、あらかじめ知事が指定する工程
（工事完了届出書の添付図書）
第７条　省令第26条第１項の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、雨水貯留浸透施設の設置を伴わない工事に係るものである場合は、第１号及び第２号に掲げる図書を添付することを要しない。
⑴　雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面（縮尺2,500分の１以上のものに限る。）
⑵　雨水貯留浸透施設の構造詳細図（縮尺５００分の１以上のものに限る。）
⑶　前２号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
（工事廃止届出書の添付図書）
第８条　省令第26条第２項の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
⑴　廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類
⑵　雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあっては、廃止時の当該土地の現況地形図（縮尺2,500分の１以上のものに限る。）
⑶　前２号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
（検査済証の交付）
第９条　知事は、法第38条第２項の規定による検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が法第32条の政令で定める技術的基準（法第33条の条例が定められているときは、当該条例で定める技術的基準を含む。）に適合すると認めたときは、雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証（様式第５号）を法第30条の許可を受けた者に交付するものとする。
（標識の様式）
第10条　次の各号に掲げる標識は、当該各号に定める様式によるものとする。
⑴　法第38条第３項の標識　様式第６号
⑵　法第41条第３項の標識　様式第７号
⑶　法第45条第１項の標識　様式第８号
⑷　法第54条第１項の標識　様式第９号
⑸　法第73条第３項の標識　様式第10号
（身分証明書）
第11条　次の各号に掲げる証明書は、当該各号に定める様式によるものとする。
⑴　法第42条第２項の身分を示す証明書　様式第11号
⑵　法第74条第２項の身分を示す証明書　様式第12号
⑶　法第77条第５項において準用する法第74条第２項の身分を示す証明書　様式第13号
（書類等の提出部数）
第12条　法、省令、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類又は図書の部数は、正本及び副本各１部とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

<table>
<tr><td colspan="12">雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計者</td><td>住所（所在地）</td><td colspan="10">郵便番号　　電話番号</td></tr>
<tr><td>氏名（名称及び代表者の職・氏名）</td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td colspan="2">雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称</td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td colspan="2">雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針</td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td rowspan="4" colspan="2">行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。以下同じ。）内の土地の現況</td><td>宅地</td><td>池沼</td><td>水路</td><td>ため池</td><td>道路（法面無）</td><td>道路（法面有）</td><td>鉄道線路（法面無）</td><td>鉄道線路（法面有）</td><td>飛行場（法面無）</td><td>飛行場（法面有）</td></tr>
<tr><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>舗装された土地（法面を除く。）</td><td>舗装された土地（法面に限る。）</td><td>ゴルフ場</td><td>運動場</td><td>締め固められた土地</td><td>山地</td><td>植生に覆われた法面</td><td>林地・耕地・原野その他</td><td colspan="2">合計</td></tr>
<tr><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="4" colspan="2">行為区域内の土地利用計画</td><td>宅地</td><td>池沼</td><td>水路</td><td>ため池</td><td>道路（法面無）</td><td>道路（法面有）</td><td>鉄道線路（法面無）</td><td>鉄道線路（法面有）</td><td>飛行場（法面無）</td><td>飛行場（法面有）</td></tr>
<tr><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>舗装された土地（法面を除く。）</td><td>舗装された土地（法面に限る。）</td><td>ゴルフ場</td><td>運動場</td><td>締め固められた土地</td><td>山地</td><td>植生に覆われた法面</td><td>林地・耕地・原野その他</td><td colspan="2">合計</td></tr>
<tr><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="4" colspan="2">対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画</td><td colspan="3">行為前の流出係数</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">行為後の流出係数</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">行為前の流出雨水量</td><td colspan="2">㎥／秒</td><td colspan="2">行為後の流出雨水量</td><td colspan="3">㎥／秒</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">雨水貯留浸透施設の計画</td><td colspan="2">名称</td><td colspan="2">容量又は規模及び構造</td><td colspan="3">管理者（帰属先）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="10"></td></tr>
</table>

注　「その他」欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者（帰属先）等を記入してください。

様式第２号（第４条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

年　　月　　日

徳島県知事　殿

申請（協議）者　住所
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名）
電話番号

特定都市河川浸水被害対策法（第37条第１項／第37条第４項において準用する同法第35条）の規定により、雨水浸透阻害行為（の許可を受けた／について協議が成立した）事項の変更について、次のとおり（申請／協議）します。

変更に係る事項	１　雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	２　雨水浸透阻害行為区域の面積	㎡
	３　雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	４　対策工事の計画の概要	
変更の理由		
雨水浸透阻害行為の許可（協議）番号		年　月　日　第　号
工事の計画の変更に伴い変更する事項	１　雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年　月　日
	２　雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年　月　日
	３　対策工事の着手予定年月日	年　月　日
	４　対策工事の完了予定年月日	年　月　日
その他必要な事項		
※受付年月日		年　月　日　第　号
※変更の許可（協議）に付した条件		
※変更の許可（協議）番号		年　月　日　第　号

注　１　「変更に係る事項」欄及び「工事の計画の変更に伴い変更する事項」欄は、変更しようとする事項について変更後のものを記入してください。

２　「その他必要な事項」欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、農地法（昭和27年法律第２２９号）、都市計画法（昭和43年法律第１００号）その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況等を記入してください。

３　※印欄は、記入しないでください。

様式第３号（第４条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書

年　　月　　日

徳島県知事　殿

届出者　住所
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名）
電話番号

雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、特定都市河川浸水被害対策法第37条第３項の規定により次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可番号			年　月　日　第　号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更後	年　月　日
		変更前	年　月　日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更後	年　月　日
		変更前	年　月　日
	対策工事の着手予定年月日	変更後	年　月　日
		変更前	年　月　日
	対策工事の完了予定年月日	変更後	年　月　日
		変更前	年　月　日
変更の理由			
その他必要な事項			

様式第４号（第５条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年　　月　　日

徳島県知事　殿

届出者　住所
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名）
電話番号

雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号　　年　　月　　日　第　　号）について、次のとおり着手しましたので、特定都市河川浸水被害対策法施行条例第３条の規定により届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日		年　　月　　日
対策工事の着手（予定）年月日		年　　月　　日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
工事施工者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名）	
	連絡先	電話番号
	現場管理者の氏名	

様式第５号（第９条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第　　号
年　　月　　日

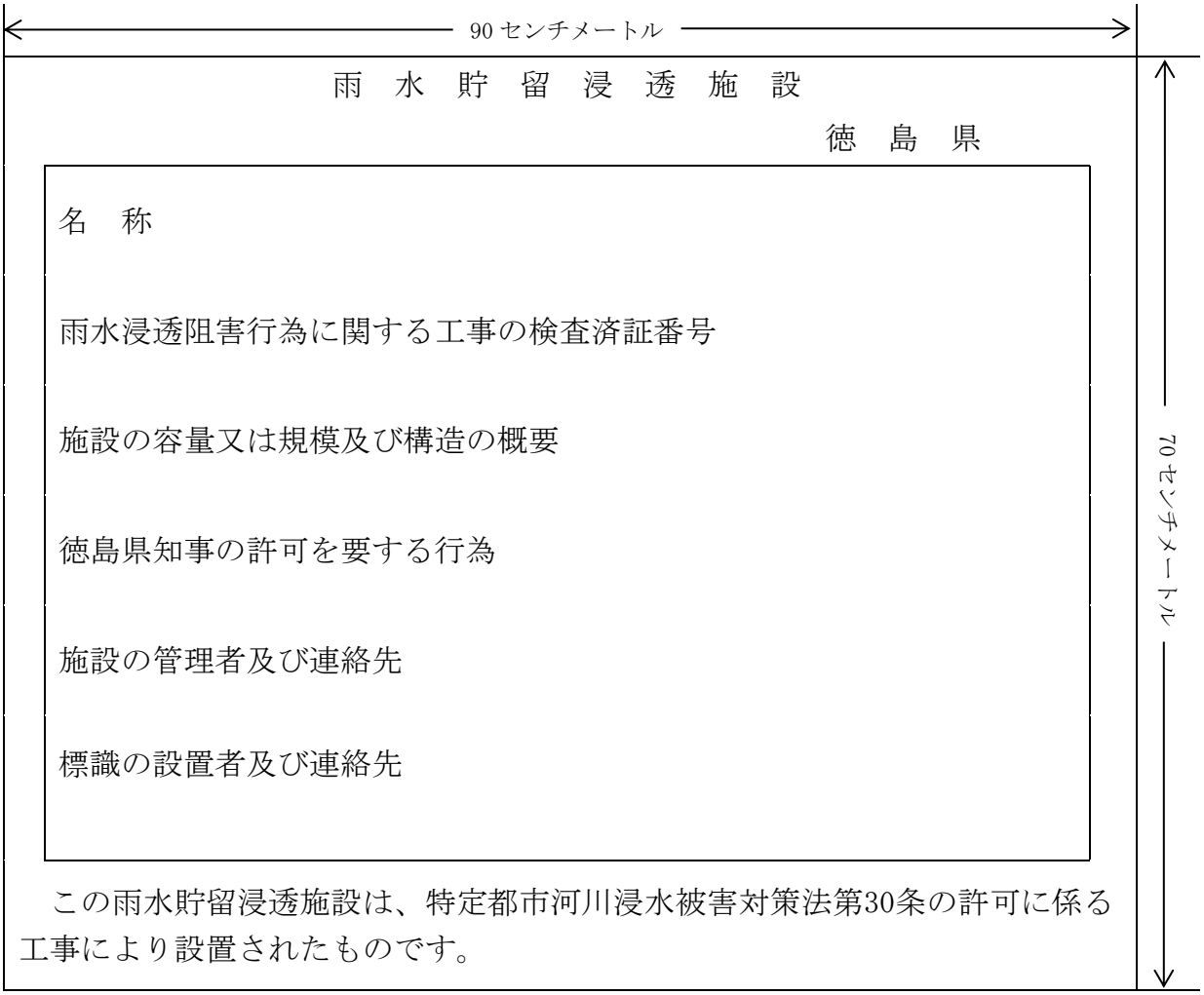
殿

徳島県知事

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、　　年　　月　　日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

雨水浸透阻害行為の許可（協議）番号		年　　月　　日　　第　　号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
許可を受けた者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名）	

様式第６号（第10条関係）



注　標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等によりこの様式によりがたい場合は、「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦８センチメートル、横15センチメートル」とする。

様式第７号（第10条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令

（雨水浸透阻害行為／雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為）に関するもの

命令を受けた者の住所及び氏名

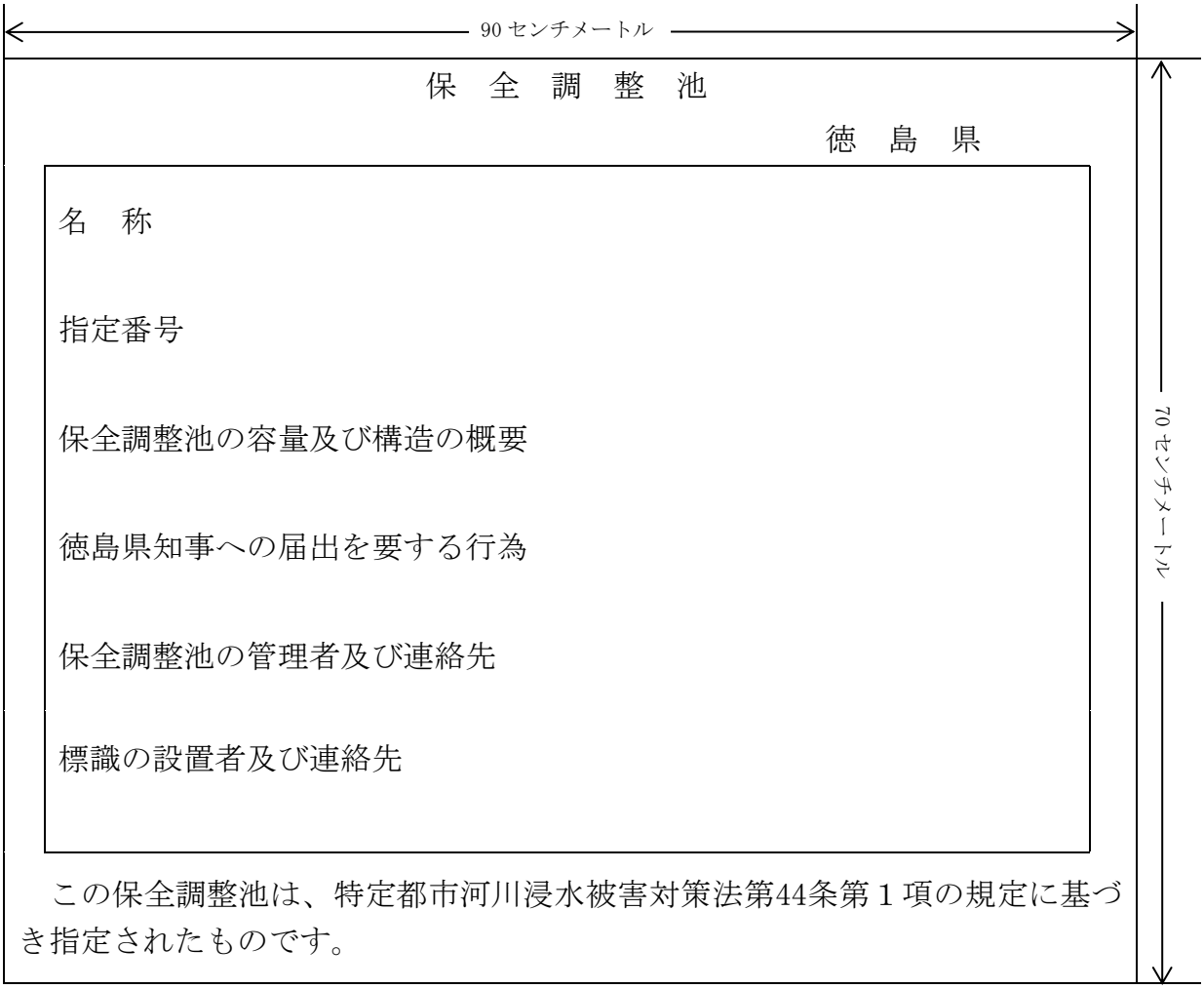
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第41条第１項の規定により、　　年　　月　　日付けで　　を命じた。

年　　月　　日

徳島県知事

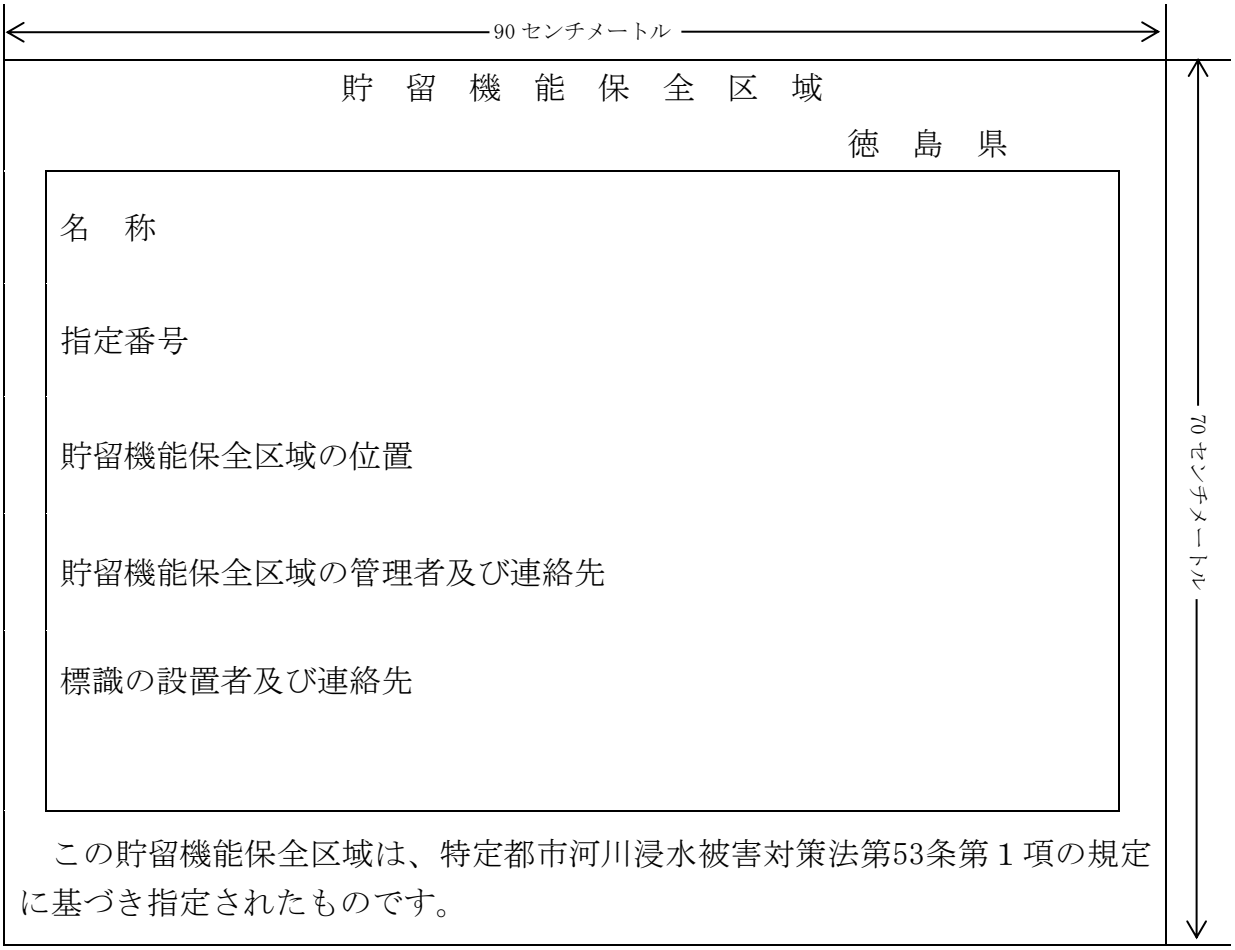
様式第８号（第10条関係）



この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第１項の規定に基づき指定されたものです。

注　標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等によりこの様式によりがたい場合は、「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦８センチメートル、横15センチメートル」とする。

様式第９号（第10条関係）



注　標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等によりこの様式によりがたい場合は、「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦８センチメートル、横15センチメートル」とする。

様式第10号（第10条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令

（浸水被害防止区域に関するもの）の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第73条第１項の規定により、　　年　　月　　日付けで　　を命じた。

年　　月　　日

徳島県知事

様式第11号（第11条関係）

（表面）

第　　号

身　　分　　証　　明　　書

所　属
職　名
氏　名

上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第42条第１項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。

発行日　　年　月　日
有効期限　自）　年　月　日
　　至）　年　月　日

徳島県知事　　印

6センチメートル

8センチメートル

（裏面）

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）

（立入検査）

第42条　都道府県知事等は、第30条、第37条第１項、第38条第２項、第39条第１項又は前条第１項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地（対策工事に係る建築物等を含む。）に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第12号（第11条関係）

（表面）

第　　号

身　　分　　証　　明　　書

所　属
職　名
氏　名

上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第74条第１項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。

発行日　　年　　月　　日
有効期限　自）　　年　　月　　日
　　至）　　年　　月　　日

徳島県知事　　印

6センチメートル

8センチメートル

（裏面）

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）

（立入検査）

第74条　都道府県知事等は、第57条第１項、第62条第１項、第63条第２項、第64条、第66条、第71条第１項又は前条第１項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第13号（第11条関係）

（表面）

第　　号

身　　分　　証　　明　　書

受注者　会社名（所　属）
　　氏　名（職氏名）

上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第77条第１項の規定により測量又は調査のための土地の立入り等をすることができる者であることを証明する。

発行日　　年　　月　　日
有効期限　自）　　年　　月　　日
　　至）　　年　　月　　日

徳島県知事　　印

6センチメートル

8センチメートル

（裏面）

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）

（測量又は調査のための土地の立入り等）

第77条　国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第３条第３項（同条第５項において準用する場合を含む。）若しくは第４項の規定による特定都市河川流域の指定又は第44条第１項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

２　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入る者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

３　第１項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入る場合においては、その立ち入る者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

４　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

５　第74条第２項の規定は、第１項の場合について準用する。

６　第１項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用する者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。

７　土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第１項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

８～10　（略）